中之島シティ法律事務所報

NCLaw Letter

第20号
Vol.20
January.2022

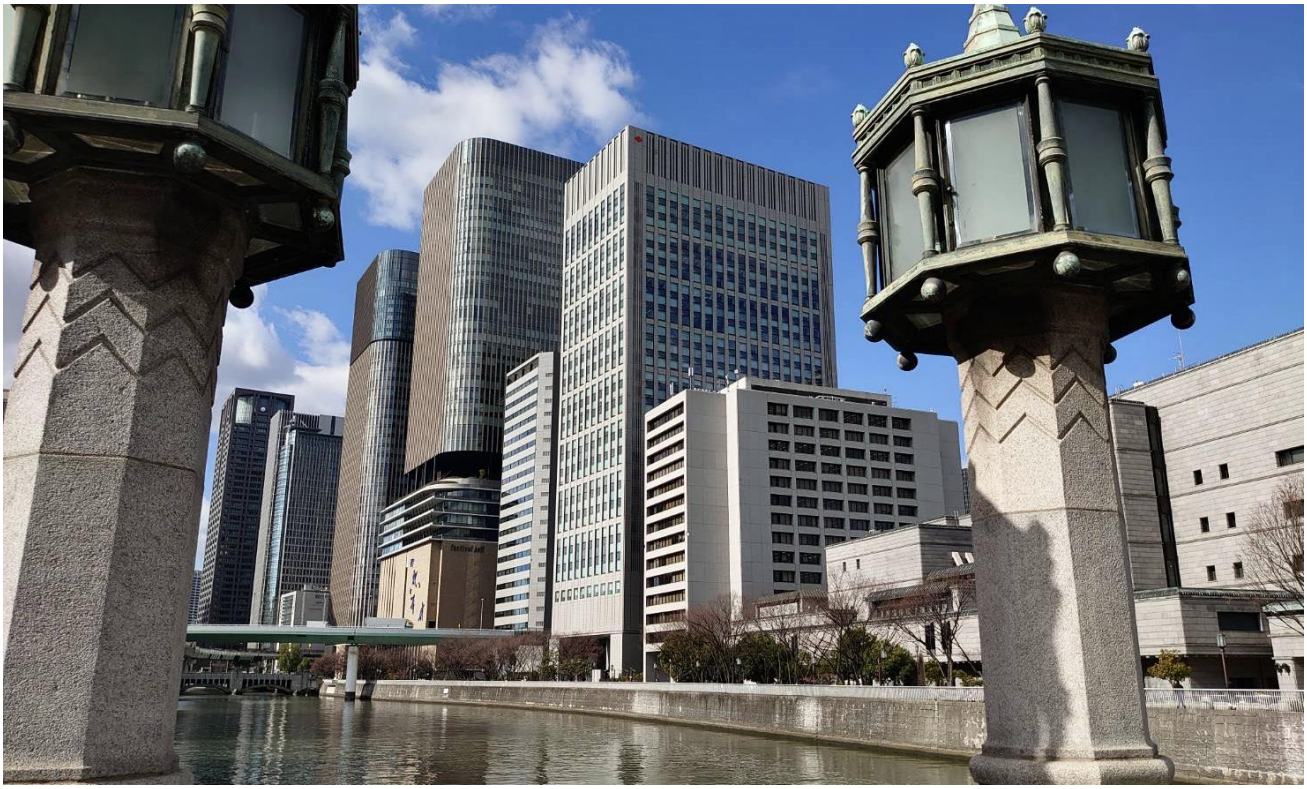

巻頭言（阪口 誠）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
ＮＦＴの法的性質（西川 侑之介）・・・・・・・・・・・・・３
私のこの１冊（１）（三山 峻司）・・・・・・・・・・・・・５
野球の楽しみ方の変化（湯浅 靖）・・・・・・・・・・・・６
大学での講義（池田 聡）・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２０２１年に思いだしたこと（松下 聡）・・・・・・・・・８
弁護士登録から１０年（安田 幸司）・・・・・・・・・・・９
近況のご報告（矢倉 雄太）・・・・・・・・・・・・・・・・１０
ご挨拶（三原 大治）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
事務所ロゴマークの由来 ・編集後記・・・・・・・・・・・１２

巻　頭　言

弁護士　阪口　誠

新年明けましておめでとうございます。
旧年中は大変お世話になり、誠にありがとうございました。

昨年１年を振り返るとやはりコロナ、コロナ、コロナに明け暮れた年でありました。多くの都道府県で１年間の大半で緊急事態宣言が発出されたり、まん延防止等重点措置がとられ、観光業、飲食業、イベント業やこれらの周辺産業に甚大な損失が発生しました。また、修学旅行や運動会など多くの学校行事も中止に追い込まれたほか、大学ではリモートによる授業が行われ、新入生から友達を作る機会をも奪いました。

幸いにして、我が国では、昨年秋頃から新規感染者が不思議なくらい減少し、少しずつ規制も緩和されてきております。ただ、欧米や隣国の韓国では新規感染者数が増加傾向にあり、１１月下旬には南アフリカで新たな変異ウイルス、オミクロン株が発見され、我が国における水際対策が求められております。本事務所報が皆様にお届けできる頃に我が国でも感染が拡大されていないことを祈るばかりです。

一方、明るいニュースとしては、東京オリンピック・パラリンピックが多くの感染者も出さずに開催できたことが思い出されます。柔道の阿部兄妹の金メダル、大橋悠依選手の２００メートル、４００メートル個人メドレーの２冠など多くの日本人選手の活躍を見ることができました。その中でも私は２０１９年２月に白血病を患った池江璃花子選手の復活劇に一番感動し、来る２０２４年のパリオリンピックでの活躍を期待したいと思います。

また、当事務所では昨年５月に創明法律事務所と合流し、池田聡弁護士を迎えることとなりました。合流後は月に２回程のペースでパートナー会議を開催し、中堅・若手弁護士の意見も取り入れて、５年先、１０年先、２０年先のあるべき事務所の姿を模索しているところです。

さて、今年はどのような１年になるのでしょうか。不安と期待を抱きながら、健康に留意しつつ、皆様のお役に立てるよう日々の業務に専念し、邁進あるのみだと考えております。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。皆様方にとって良き1年となりますことを祈念しております。

ＮＦＴの法的性質

弁護士　西川侑之介

１　ＮＦＴとは

2021 年に入って頻繁に NFT に関するニュースを目にするようになりました。2021 年 3 月には、Beeple ことマイク・ウィンケルマン氏の NFT 作品が約 75 億 3000 万円で落札されたことや、Twitter の共同創設者であるジャック・ドーシー氏の NFT 化されたツイートが約 3 億 1600 万円で落札されたことが大きな注目を集めました。

NFT とは、非代替性トークンを意味する Non-Fungible-Token（ノン・ファンジブル・トークン）の略称です。NFT の特徴は、トークン自体に固有の値や属性をもたせ、その名のとおりトークンに代替性がない点にあります。

ビットコイン等の暗号資産は、NFT とは対照的に代替性のあるトークンであり、資産個別の識別情報を捨象して「〇万円分の資産価値を持ったデジタルデータ」として扱うことで、他の暗号資産や現金と交換できる点に特徴があります。他方、NFT は、各作品の識別情報も踏まえて資産価値を与え、他の作品等と交換することができない唯一無二の存在として扱うものです。このような特徴から、容易にコピーされる性質にあるデジタルコンテンツを表章する手段として親和性が高く、現在ではアート作品や音楽、トレーディングカード、仮想空間上のコンテンツ等が NFT 化され、マーケットプレイスと呼ばれるインターネット上の取引サイトで売買されています。

３　ＮＦＴの法的性質

このような NFT の売買が注目を集める中で、NFT を「所有」するという言葉を耳にすることがあります。法的にみたとき、NFT を保有することは、どのような意味を持つのでしょうか。

アート作品の NFT 取引を例にとると、まず、アート作品の著作権者（アーティスト等）がマーケットプレイス上にアート作品をアップロードする等して当該アート作品に紐づく NFT を発行します（以下、当該 NFT に紐づけられたアート作品のことを「NFT アート」といいます。）。そして、ある者がマーケットプレイス上で当該 NFT を購入した場合、NFT の保有者情報が書き換えられることによって、当該購入者は第三者に対して当該アート NFT の保有者であることを証明することができます。

もっとも、ここで注意しなければならないのは、無体物であるデジタルデータについては、法律上の所有権が観念されないという点です。すなわち、民法上、所有権の対象となる「物」（民法 206 条参照）とは、有体物をいうとされており（民法 85 条）、近時の裁判例[1]でもビットコインが所有権の対象たる「物」にはあたらないと判示されています。そのため、絵画のような有体物を購入する場合とは異なり、NFT 保有者には、NFT アートに対する法律上の所有が観念されないことになります。

---

[1] 東京地裁平成 27 年 8 月 5 日判決 LLI/DB 判例秘書登載

また、NFT の保有者となることによって、法律上当然に NFT アートにかかる著作権の譲渡又はライセンス付与を受けられることを意味するわけでないことにも留意が必要です。マーケットプレイスを介して行う NFT 取引においては、当該マーケットプレイスの利用規約にしたがって、NFT の移転に伴う著作権等の権利処理が行われることになります。実際には、一定の範囲でのライセンスが付与される場合が多いものと思われますが、その場合において NFT 保有者は著作権者の地位にはないため、NFT アートが第三者によって無断でインターネット上に掲載されていたとしても、当然にその掲載の差止めを求めることができるわけではない点には注意しなければなりません。

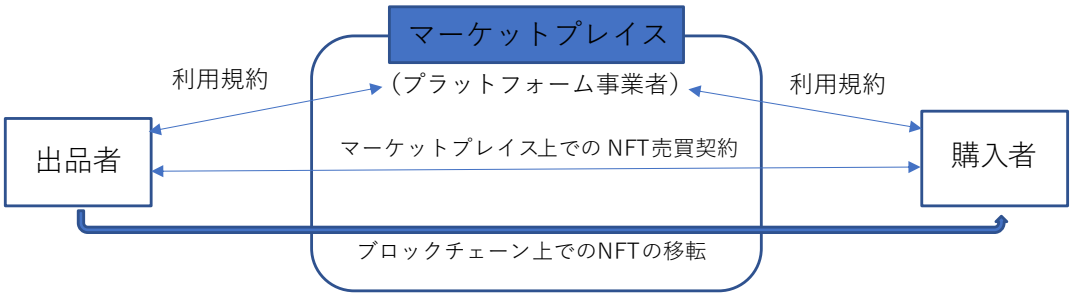

４　ＮＦＴを保有するということ

以上のような NFT の法的性質を踏まえると、NFT を保有することの意義は、NFT アート（作品）に対して何らかの支配的・独占的な地位を獲得するというより、アーティストのパトロンになるという意味合いや、資産として保有するという側面に重きが置かれるように思われます。そのため、NFT によってデジタルコンテンツを「所有」すると表現される場面では、法律上の所有の概念とは異なる意味合いで語られているということに留意するべきでしょう。

NFT は唯一無二な証明手段という点に期待が寄せられていますが、NFT アートの著作権者が同一のアート作品を複数のマーケットプレイスに出品すること（複数のアート NFT を発行すること）は法律上制限されるものではなく、あくまでマーケットプレイスの利用規約におけるルール整備に委ねられています。デジタルコンテンツの「所有」を証明する手段として注目を集めている NFT ですが、その円滑な利活用のためには、NFT の価値が保たれるようなルール整備が重要となっています。

今後も NFT の各マーケットプレイスや業界団体によるルールメイキングの動向に注目していきたいと思います。

以上

私のこの１冊（１）

弁護士・弁理士・社会福祉士　三山峻司

私のこの１冊は、原田祖岳著の「新版改訂　修證義講話」（大雲会）である。

原田湛玄老師さまからいただいたご本である。友人の福井県出身の N 君（のちに議員になられた）のつながりで Y 君（のちに裁判官になられた）と同県小浜市伏原の仏国寺に 2 週間ほどお邪魔した。その折に読んでみてはとお勧めいただき、戴いたのである。私が大学を卒業した後の 24 歳のときであったかと覚えている。

仏国寺には夏場に 2、3 週間ほどお邪魔する機会をその後幾度か得て坐禅するご縁をいただいた。独参（どくさん）もさせて頂いた。また接心（せしん）にも伺ったことがある。

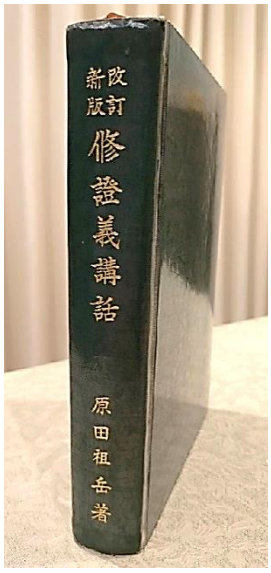

序文には「この本は小衲のいくつもある著書中、最も精魂を傾けて書いたもの…いわばこれは小衲の遺言だと思っていますから，そのおつもりでお読み下さい。」とある。この本は難解に感じられ、読み通せず歯が立たなかった。力不足である。折々に断片的な拾い読みに終わってきた。坐っては読み、坐っては読んで通しで読めるようになったのは最近である。祖岳老師さまのご本は人口に膾炙したものが何冊か市販されている。しかし、この本は絶版で入手できない。私にとっては湛玄老師さまから直に頂戴した宝物の貴重本である。

坐禅をはじめるようになったきっかけは、中央大学の真法会研究室の室員時代の東京南小岩の興聖寺（和賀晟純師家）での坐禅行事の参加である。興聖寺は改めて調べてみて驚いた（ネットは極めて便利で有用である）。どうであろうか、その興聖寺が、祖岳老師さまが入仏開単法要を行われ、禅の普及に努められたお寺の一つであることを最近になって知ったのである（和賀晟純師家も祖岳老師さまの法系であられることも知った）。なんという繋がりのご縁のあるお寺であったのかと今日になって深くその奇縁に驚かされたのである。

この本を手に取ると当時の私自身の有りようが思い出される。司法試験の受験に何かしら吹っ切れないものを日々感じていた時期である。自分自身に向き合う大きな気付きを得た時節でもあった。自身のごく限られた知不知にかかわらず様々なものに導かれて今日ここにあることを感じ、この本に親しく接することのできる有難さにしみじみ感じ入るのである。

「私のこの１冊」のシリーズは、不定期であるが機会があれば第二弾と続けていきたく考えている。

野球の楽しみ方の変化

弁護士　湯浅　靖

１．小さい頃から野球を見ることが好きで、現在でも続いていますが、野球の見かたが、自分のライフステージに応じて変化しています。

小学生のころは、大阪球場を中心に、日生、藤井寺、西宮をはしごしてガラガラのパリーグの試合を友達と見に行き、１９８５年は日生球場・甲子園で KK 時代の PL を見て、夜はテレビでバース・掛布・岡田に夢中になっていました。

甲子園でビールの売り子をしていたときは、試合前練習をバックネットから見ていて、新庄が軽く振った打球がポンポンとレフトスタンド中段に到達している様子を見ていました。

浪人時代は、朝から BS でイチローを見、昼は ABC で高校野球を見て、夜はサンテレビボックス席と、最大６試合見たことがありました。

入院していたときは、病室のテレビで MLB のワールドシリーズ、NPB のクライマックス・日本シリーズを見て、元気をもらっていました。

２．現在

テレビのタイムシフト機能を使い、大谷の BS 中継、タイガースの試合を毎日チェックしていますが、テレビだけではなく、ラジオのスマホアプリ（radiko）のタイムフリー機能を使って、タイガースの試合内容を復習しています。MBS ラジオと ABC ラジオがほぼ毎試合タイガース戦を中継しており、タイムフリー機能を使えば、夜風呂に入っているときや朝に洗濯等家事をしているときにも手を止めることなく自由に聞くことができ、一球一球ノンフィクション小説を読んでいるような感覚になり、６回表の馬場のピッチング、７回表の及川のピッチング、５回裏の目に見えない走塁ミス等、テレビの録画だと飛ばしてしまいかねない場面にも解説者の深い話に引き込まれることがあり、先に映像で確認していた場面でも手に汗を握るような気持ちになります。

シーズンオフも、ABC ラジオでは「ラジオで虎バン」があり、MBS ラジオではちゃらんぽらん冨好や、かみじょうたけし等の野球マニアの芸人が出演する特番等を放送しており、飽きることがありません。

だんだんと年をとるにつれて、球場で野球を見る機会が少なくなり、ここ数年は見に行けていないのが残念でなりません。しかし、時々のライフスタイルに合わせて野球を見る楽しみ方を深めていきたいと思っています。

大学での講義

弁護士　池田　聡

私が事務所に合流して２回目のNC Law Letterとなりますが、私の業務の紹介も兼ねて、私が担当しております大学での講義についてお話させて頂きます。

私は現在、大阪市立大学法学部において、金融商品取引法と法曹実務入門（知的財産事件）の講義を担当しております。大阪市立大学は私が法科大学院を修了した大学ですので、そのご縁もあって担当させて頂いている次第です。

金融商品取引法の授業を担当することになりましたのは、有価証券報告書の虚偽記載がなされた場合の責任に関する裁判案件に関わる機会があり、訴訟の中で、当時はまだ判例の立場も確立していなかったこの分野の最新の議論を体験したことから、その後も判例の動向を中心に研究を行ってきたことがきっかけでした。金融商品取引法は幅広い内容を含んでおりますが、普段の業務においても関係するご相談を頂くなどしており、講義と業務が上手くリンクできているように感じております。

法曹実務入門（知的財産事件）は、大学生に対して、様々な分野を取り扱う弁護士が、それぞれの業務の魅力を話し、大学生に法曹への興味を持ってもらうことを目的とした講義です。その中で、私は知的財産分野を取り扱う弁護士ということで全１５回のうち２回の講義を担当しています。知的財産の分野は私が取り扱う分野の中でも特徴的な分野であり、特に技術に関する内容は、理系出身ということもあり、興味深く感じるところです。そのため、色々と私自身が興味を持っている内容や最近の話題をお話するのですが、好きな分野のことだけに、ついつい話過ぎてしまうというところが難点かもしれません。学生の興味を離れて独りよがりになっていないか注意しなければと感じる次第です。

本年度の大学の講義は、新型コロナの影響もあり、いずれもオンラインでの実施ということになりました。普段であれば、学生の様子を見ながら実務の話を取り混ぜるなどして進行するのですが、画面に向かって一人で話しかけて講義をするというのは、なかなか慣れることができません。学生の側からしても、オンラインで講義を受けるだけでは十分ではないと考えている様子で、一部再開した対面授業の出席状況が、例年よりも良かったという話もあるようです。私も、早く新型コロナの状況が落ち着き、本年（令和４年度）の講義においては、対面での講義ができるようになることを祈っております。

２０２１年に思いだしたこと

弁護士　松下　聡

この原稿を書いている時点ではまだ２０２１年（令和３年）なのですが、今年は衆議院議員総選挙がありました。日本としては大変珍しい、ほとんど任期満了での解散総選挙だったそうです。

それで思い出したのが、学部生時代に習った憲法の議論です。内閣が衆議院を解散できることは、学校で三権分立とともに習うようなことですが、学説では議論があるようです。なぜなら、憲法に、内閣が自発的に衆議院を解散できることを、正面から認めた規定はありません。関係する憲法の規定を見ると、以下のようなものがあります。

第６９条　内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第７条　天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。…（中略）

３号　衆議院を解散すること。…（後略）

裁判例では、第７条に基づき内閣に解散決定権が存するとされています。これに対し、議院内閣制に基づく当然の権限として内閣による解散が許されるとする説もある一方、第６９条の場合のみ解散が許される（内閣には自発的な解散権限が無い）とする説もあります。かつて、ＧＨＱが解散を６９条の場合に限定するの説に立ったため、与野党が共同で内閣不信任決議を可決して衆議院を解散させた「慣れ合い解散」が１９４８年に実際にありました。

なお、学説上は、内閣の自発的解散権限を認めるとしても、内閣的の一方的な都合や党利党略で解散を行うことは不当であるとして、解散が許されるのは、衆議院で内閣の重要案件が否決等された場合、政界再編等により内閣の性格が変わった場合、総選挙の争点でなかった重大な政治的課題に対処する場合、内閣が基本的政策を変更する場合、任期満了時期が接近している場合などに限られるという主張が多いようです。一方、裁判例では、解散権の行使は内閣の政治的裁量に委ねられている、として何らの制約も無いとしたものがあります。

今年の解散を考えると、「任期満了時期が接近している」ことは疑いがありませんので、ＧＨＱと同じ説に立たない限り、多くの学説でも（珍しく）衆議院解散が許される状況だったと言えそうです。

このような憲法の議論は、普段の仕事で使うこともまず無く、学生時代に勉強したきりなのですが、今年のニュースを見ながらたまたま思いだした次第です。議論の不正確さはご容赦ください。

弁護士登録から１０年

弁護士・NY 州弁護士　安田　幸司

平成２３年１２月に弁護士登録をし、中之島シティ法律事務所での勤務を開始し、令和３年１２月で弁護士登録から１０年を迎えました。

この１０年の間に、結婚をし、子どもが生まれ、そして留学をし、また事務所のパートナーに就任しと、仕事及びプライベートを通じて様々な変化がありました。さらには新型コロナの影響もあり、ここ数年は生活スタイルにも大きな変化が生じているように感じます。

弁護士１１年目、また５月で４０歳になる令和４年も、これまで以上に成長できるよう努力していく所存ですので、本年も、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

昨年はニューヨーク州の司法試験の話題がワイドショーなどメディアで数多く取り上げられていたかと思います。そして、メディアは、「ニューヨーク州の司法試験は日本の司法試験より合格率が高いから簡単に受かる試験」であるかのような論調で放送していたように思います。

あくまで個人的な見解ですが、ニューヨーク州の司法試験は、英語を母国語としない者にとっては簡単ではないと思います。また、私のように日本で弁護士資格を持った人は、日本の法律との違いを意識しながら受験勉強ができる（違う点を意識して勉強すればいい）と思うのですが、そうでない人にとっては、満遍なく勉強する必要があると思いますので、そういう意味では受験対策にかけることのできる時間的にも非常にタイトな試験だと感じています。

さて、話は大きく変わりますが、一昨年から本格的に「ふるさと納税」を始めております。牛肉やカニといった、メジャーな返礼品をいただける自治体に納税することが多い我が家です。

今年は何か変わった返礼品をいただける自治体に納税してみようと考えておりますので、もし何かオススメの返礼品がある自治体がございましたら、お教え頂けますと幸いです。

近況のご報告

弁護士・弁理士・法学博士　矢倉雄太

１．新年のご挨拶

謹んで新春をお祝い申し上げます。

旧年中は大変お世話になりましてありがとうございました。

本年も何卒ご指導・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

２．最近のマイブーム

さて、本記事では、最近のマイブームについてご紹介させていただきます。

仕事帰り、「成城石井」という有名なスーパーに立ち寄ることがございます。同店では、他のスーパーにはあまり見かけないオリジナルの商品なども多数取り扱いがあり、私は来店するだけでも少し楽しい気分になります。なかでも先日たまたま購入しました「四川山椒ピリ辛麻婆豆腐」の美味しさにハマってしまい、マイブームとなっている次第です。

（いずれも当職撮影）

この麻婆豆腐は、口の中に入れた瞬間、山椒など香辛料の香りが鼻から抜け、甜面醤やごま油の風味・コク、ピリッとした辛味が口いっぱいに広がります。豆腐も少し固めで食べやすく、まるで有名中華料理店の麻婆豆腐のようなクオリティに感じます。電子レンジで熱々にチンして頂くのがオススメです。

成城石井のなかでもすでに有名な惣菜のようですので、ご存知の方も多いかと存じますが、未だ試されていない方はお試しいただけましたら幸いです。私も引き続きリピートしたいと考えております。

成城石井にはまだまだ他にも多くの商品がありますので、今後も~~体重の増加を注意しながら、~~いろいろな商品を試してみようかと思います。

皆様におかれましても、何か「オススメ」がございましたら、是非ご紹介いただけましたら幸いです。

以上

ご挨拶

弁護士　三原大治

謹啓　初春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私は令和２年１２月に弁護士登録を行い、創明法律事務所に入所後、中之島シティ法律事務所に合流して執務をして参りましたが、この度事務所を退所させて頂き、民間企業にて執務を開始することになりました。

私はこれまで、池田弁護士の指導のもと、企業法務、労働事件、離婚、相続、交通事故、倒産事件等、多種多様な事件に取り組んで参りました。これらの業務を行うにあたっては、書面作成の作法、事件の見通しの立て方及び法廷技術等、弁護士実務の基本的な事項のみならず、裁判例や文献のない論点を含む事件の思考方法等、応用的事項についても広く指導を受け、多くの実務経験を積むことができました。そして、三山弁護士、阪口弁護士をはじめとする事務所の弁護士からも、多くの貴重なアドバイスを受けました。これらは私が弁護士として成長していく上で大きな契機となり、私のかけがえのない財産となりました。

また、在籍中は至らない点が多くあったと思われますが、依頼者の皆様からのご相談にお応えする中で、皆様からの暖かい激励のお言葉を頂く度、弁護士になって本当に良かったと感じさせて頂きました。

今日の私がありますのは、依頼者の皆様、事務所の弁護士、そして未熟な私を支えてくださった事務局の皆様のおかげと、心より感謝申し上げます。

この度の退所にあたっては、事務所の皆様には私の将来の方向性について理解して頂き、快く送り出して頂きました。

依頼者の皆様のためにまだ十分にお役に立てないまま、また事務所の弁護士及び事務局の皆様には何の恩返しもできないまま、事務所を退所することには大変心苦しい思いがありますが、実務を通じて得た知識を生かして引き続き研鑽に励み、これまでのご恩を少しでもお返しすることができるように邁進する所存でございますので、今後ともご高配を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

事務所ロゴマークの由来

本事務所報表紙に掲載しておりますロゴ は、クライアントの皆様に輝いて頂くことを金色で表現しており、当事務所を示す青色との組み合わせはクライアントの皆様との密なコミュニケーションによる協同を示しております。また、二重の円は、ご依頼いただく案件の解決にあたって常により深い思考・探求を行うことを示しております。

皆様に輝いて頂けるよう努めてまいります。

【編集後記】

（2021 年 12 月撮影）　　**（2020 年 4 月撮影）**

上記の写真は淀屋橋駅前の御堂筋です。２枚はよく似ていますが、銀行や時計屋の工事が徐々に進んでおります。子供のころから見慣れていた景色が変化するのは寂しいものではありますが、工事が進むにつれ日々の変化や完成に向けて通勤時の楽しみにもなっています。

所属弁護士

弁護士・弁理士・社会福祉士　三山　峻司　　弁護士　阪口　誠　　弁護士　湯浅　　靖
弁護士　池田　　聡　　弁護士　松下　　聡　　弁護士・NY 州弁護士　安田　幸司
弁護士・法学博士　矢倉　雄太　　弁護士　西川　侑之介

中之島シティ法律事務所
〒５３０－０００５
大阪市北区中之島２丁目２番２号
大阪中之島ビル９階
TEL　０６－６２０３－２３５５
FAX　０６－６２０３―２３５６
http:www.nclaw.jp　　E-mail　: info @ nclaw.jp